

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規則	○福島県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則	五九	○保安林の指定をする予定である旨通知があった件	五三
告示	○大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があった件二件	五九	○平成二十二年年度福島県任期付職員採用候補者登録試験を実施する件	五三
	○大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件	五〇	○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件	五三
	○地籍調査の成果について認証した件四件	五〇	○落札者を決定した件	五三
	○保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件	五二	○一般競争入札を行う件	五三
			福島県病院局	
			福島県選挙管理委員会	
			○福島県知事選挙における選挙人名簿の登録の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を定めた件	五四

規 則

福島県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十二年九月十七日

福島県知事 佐藤雄平

福島県規則第五十三号

福島県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

福島県職業訓練手当支給規則(昭和三十九年福島県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「第五号」を「第四号」に改め、同項第三号を削り、同項第

四号を同項第三号とし、同項第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とする。

第十三条第三項中「前三項」を「前二項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(産業人材育成課)

告 示

福島県告示第五百九十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十二年九月十七日から平成二十三年一月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十二年九月十七日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイユーエイトいわき鹿島店 福島県いわき市鹿島町久保字馬場一番一ほか
- 二 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 安全商事株式会社
代表取締役 中村 清賢
(変更後) 安全商事株式会社
代表取締役 中村 昭彦
- 三 変更した年月日
平成二十二年八月二十四日
- 四 届出年月日
平成二十二年九月九日
- 五 届出をした者
安全商事株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百九十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十二年九月十七日から平成二十三年一月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観

光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年九月十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ブックエース植田店 福島県いわき市東田町二丁目十番三ほか
変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 安全商事株式会社

代表取締役 中村 清賢

(変更後) 安全商事株式会社

代表取締役 中村 昭彦

三 変更した年月日

平成二十二年八月二十四日

四 届出年月日

平成二十二年九月九日

五 届出をした者

安全商事株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百九十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十二年九月十七日から同年十月十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十二年九月十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランド郡山南店 福島県郡山市安積町荒井字方八丁三十三番地一
ほか十二筆

二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要

1 防災・防犯対策への協力

郡山市では、平成二十年四月一日より「郡山市安全で安心なまちづくり条例」を施行しております。この条例は、市、市民、事業者、土地所有者等(土地又は建物その他工作物を所有し、又は管理するものをいいます。)がそれぞれの役割を担い、密接に連携しながら犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくりをすすめることが基本となっており、なかでも事業者及び土地所有者等においては、この基本理念を御理解いただき、地域社会の一員として犯罪の防止に配慮した環境と必要な措置を講じるよう努め、市の防犯対策への御協力をお願いいたします。

2 騒音の発生に係る事項

営業騒音及び駐車場騒音等の防止に努め、周辺環境の静穏保持についてなお一層の配慮をすること。
(騒音規制法)

3 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

廃棄物の排出を可能な限り抑制し、かつ適正なりサイクルを推進すること。
4 廃棄物に係る事項等

分別徹底を図り、産業廃棄物と事業系一般廃棄物の適正処理をすること。特に事業系一般廃棄物に廃プラ等産業廃棄物として処理しなければならないものを含まないようにすること。
5 街並みづくり等への配慮等

郡山市大規模行為景観づくり基準に適合するよう、次の事項について、再検討してください。
(一) 位置について
道路境界に近接していることから、圧迫感の軽減を図るため、道路境界から後退することが望ましい。

(二) 規模について
屋上広告塔について、道路境界に近接しており、また、周辺から突出する高さとなるため、高さを抑えることにより圧迫感の軽減を図ることが望ましい。

(三) 敷地の緑化について
行為地内に植栽等の緑化を施すことが望ましい。

6 その他
(一) 面積が三千平方メートル以上の土地の掘削等土地の形質変更を行う場合は、当該土地の形質の変更に着手する日の三十日前までに届出をすること。
(二) 夜間照明による「光害」が生じないよう、照明の位置及び角度等に十分配慮すること。

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百九十五号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、東白川郡鮫川村の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
平成二十二年九月十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 調査を行った者の名称

鮫川村

二 成果の名称

東白川郡鮫川村大字渡瀬の一部に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第五百九十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、河沼郡湯川村の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
平成二十二年九月十七日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 調査を行った者の名称

湯川村

- 二 成果の名称

河沼郡湯川村大字三川の一部に係る地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

福島県告示第五百九十七号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、郡山市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
平成二十二年九月十七日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 調査を行った者の名称

郡山市

- 二 成果の名称

郡山市田村町母神の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

福島県告示第五百九十八号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、郡山市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
平成二十二年九月十七日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 調査を行った者の名称

郡山市

- 二 成果の名称

郡山市湖南町福良の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

福島県告示第五百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十二年九月十七日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 解除予定保安林の所在場所

双葉郡浪江町大字赤宇木字櫛平一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

- 二 保安林として指定された目的

水源のかん養

- 三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び浪江町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（治山対策課）

福島県告示第六百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十二年九月十七日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 保安林予定森林の所在場所

いわき市平薄磯字南作三六二、三六三

- 二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

- 三 指定施業要件

1 立木の伐採方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（治山対策課）

公 告

公告第三百三十六号

平成二十二年福島県有休任期付職員採用候補者登録試験を次のとおり実施します。
平成二十二年九月十七日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 試験を実施する職種

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第六条第一項第一号の規定による任期を定めて採用する職

二 登録予定人員

- 化学 学 一名程度
- 薬学 学 一名程度
- 保健 師 一名程度
- 農業 業 二名程度
- 畜産 産 一名程度
- 農業 業 二名程度
- 農産 産 一名程度
- 獣医 師 二名程度
- 土木 師 二名程度
- 土 木 一名程度

三 試験期日

平成二十二年十一月十二日（金）

四 受験申込受付期間

平成二十二年九月十七日（金）から同年十月二十九日（金）まで（土曜日、日曜日及び同年九月二十日（月）、同月二十三日（木）及び同年十月十一日（月）を除きます。）

五 受付窓口

福島県総務部人事総室人事課（福島市杉妻町二番十六号 電話（〇二四）五二一—七〇三三）

六 問い合わせ先

福島県総務部人事総室人事課（福島市杉妻町二番十六号 電話（〇二四）五二一—七〇三三）（人事課）

公告第三百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十二年九月十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

小川町土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 草野 弘嗣

同 根本 藏

同 平塚 宏

同 吉田 宏

同 草野 宗弘

住所

市小川町高萩字家ノ前一八番地

市小川町下桶売字藪ノ上二九番地

市小川町塩田字南一〇三番地

市小川町上平字前田三〇番地の一

市小川町下小川字寺内一番地の一

同 佐藤 昇 市小川町上小川字高崎一一八番地

同 戸田 美廣 市平赤井字窪田一四番地

同 会川 和美 市平赤井字日渡三三番地

同 草野 貞幸 市小川町上小川字表一五番地

同 木田 正弘 市平赤井字窪田六六番地

就任した役員

役別 氏名

理事 草野 弘嗣

同 根本 藏

同 平塚 宏

同 長谷川 章

同 草野 宗弘

同 草野 貞幸

同 戸田 美廣

同 会川 和美

同 木田 正弘

同 柳内 和磨

市小川町高萩字家ノ前一八番地
市小川町下桶売字藪ノ上二九番地
市小川町塩田字南一〇三番地
市小川町柴原字永久保八八番地
市小川町下小川字寺内一番地の一
市小川町上小川字表一五番地
市平赤井字窪田一四番地
市平赤井字日渡三三番地
市平赤井字窪田六六番地
市小川町上小川字川原四五番地

（農村計画課）

公告第338号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成22年9月17日

福島県知事 佐藤 雄 平

1 落札に係る物品等の名称及び数量

平成22年度うつくしま教育ネットワーク拠点整備機器 一式

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号

3 落札者を決定した日

平成22年8月31日

4 落札者の氏名及び住所

日本コムシス株式会社 東京都品川区東五区田二丁目17番1号

5 落札金額

42,000,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

福島県病院局

公告第3号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける会津医療センター建築主体工事の請負について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号。以下「病院局財務規程」という。）第221条第1項の規定により公告する。

平成22年 9月17日

福島県病院局事業管理者 高地 英夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする建設工事の件名及び数量 会津医療センター（仮称）建築主体工事

一式

(2) 工事場所 福島県会津若松市河東町谷沢地内

(3) 工事概要 病院施設建築工事

鉄筋コンクリート造一部鉄骨造6階建

延べ床面積 23,202.28㎡（鉄骨平屋建 キャンピーを含む。）

(4) 完成期限 平成25年 1月31日

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1)に掲げる条件をすべて満足している共同企業体（2以上の者が当該入札に係る業務を共同連帯して請け負う場合における当該共同連帯関係にある各者により構成される企業体をいう。以下同じ。）又は(2)に掲げる条件をすべて満足している単独の者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 共同企業体の資格要件

ア 構成員のすべてが(ア)から(イ)までに掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該共同企業体の代表である構成員が(ウ)までに掲げる条件をすべて満足している者であること。

(イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(ロ) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていないこと。

(ハ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定に基づく建築工事業（同法別表1の建築一式工事の項に規定する建築工事業をいう。以下同じ。）に係る特定建設業の許可を受けている者であること。

(ニ) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てを

している者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、「会社更生法に基づき更正手続開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」（平成14年6月17日付け14監第813号福島県土木部長通知）により資格の再認定を受けた者であること。

(ホ) 公告の時点でも有効かつ最新の建設業法第27条の23第1項の審査（以下「経営事項審査」という。）の結果のうち建築一式工事の総合評定値が800点以上であること。

(ヘ) 建設工事において、過去15年以内に延べ床面積1,500㎡以上の鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の新営工事（新築、改築又は増築を含む。以下同じ。）を単独で又は共同企業体の代表である構成員として施工した実績（工事部分を対象とし、増築の場合は、増加した部分を対象とする。以下同じ。）がある者であること。ただし、建築物の主要用途が駐車場、倉庫等の施工実績を除く。

(ニ) 一級建築施工管理技士又は一級建築士のいずれかの資格を有し、建築工事業に対応した監理技術者資格者証（建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証をいう。以下同じ。）の交付を受け監理技術者講習（建設業法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習をいう。以下同じ。）を修了している者で、(ロ)に示した建設工事の施工管理経験（監理技術者若しくは主任技術者としての施工経験又は監理技術者若しくは主任技術者としての資格を有した者による現場代理人としての施工経験のこと）をいう。以下同じ。）を有する者（当該入札者と3月以上直接の雇用関係にある者に限る。）を監理技術者又は主任技術者として本工事現場に専任で配置できる者であること。

(イ) 公告の時点で有効かつ最新の経営事項審査の結果のうち建築一式工事の総合評定値が1,000点以上であること。

(ロ) 建設工事において、過去15年以内に延べ床面積5,000㎡以上の鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の新営工事を単独で又は共同企業体の代表である構成員として施工した実績がある者であること。ただし、建築物の主要用途が駐車場、倉庫等の施工実績を除く。

(ハ) 一級建築施工管理技士又は一級建築士のいずれかの資格を有し、建築工事業に対応した監理技術者資格者証の交付を受け監理技術者講習を修了している者で、(ロ)に示した建設工事の施工管理経験を有する者（当該入札者として本工事現場に専任で配置できる者であること。）を監理技術者又は主任技術者として本工事現場に専任で配置できる者であること。

イ 構成員は、2者又は3者であること。

ウ 自主結成であること。

エ 各構成員の出資比率は、2者の場合はそれぞれ30%以上、3者の場合はそれぞれ

れ20%以上であること。ただし、出資比率が最大の構成員が当該企業体の代表であること。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加しないこと。

カ 本工事の施工計画が適正である者であること。

(2) 共同企業体ではない単独の者の資格要件

ア (1)のアの(イ)から(ロ)まで及び(ウ)から(エ)まで並びにカに掲げる資格要件をすべて満足する者であること。

イ 共同企業体の構成員として本件入札に参加しない者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(1)に掲げる者については2の(1)のアの(イ)及び(ロ)から(エ)まで並びにイからエまで及びカに掲げる事項について、2の(2)に掲げる者については2の(1)のアの(イ)及び(ロ)から(エ)まで並びにカに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成22年10月1日(金)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8043 福島県福島市中町8番2号(福島県自治会館4階)

福島県病院局病院経営改革課

電話024-521-7228

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所と同じ。

なお、郵送による入札説明書等の配付を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、390円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封のうえ、3に掲げる場所まで請求すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成22年10月29日(金)午前10時 福島県自治会館5階 502会議室(福島県福島市中町8番2号)

なお、郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月28日(木)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、病院局財務規程第192条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、病院局財務規程第174条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部の納付を免除する。

6 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間に、提出した書類に關し、福島県病院事業管理者から説明を求められた場合は、それに応じなければなら

ない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、契約内容に適合した履行に関する調査(低入札価格調査)を実施した結果、落札者とならざるべき者の入札価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある者として不適当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするところがある。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature of Contract : Construction work of AIZU Medical Center (tentative name)
- (2) Time - limit of tender (by hand) : 10 : 00am.,29 October 2010
- (3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 00pm.,28 October 2010
- (4) Contact point for the notice : Hospital Management Reform Division, Prefectural Hospital Bureau, Fukushima Prefectural Government, 8-2 Nakamachi, Fukushima-shi, Fukushima, 960-8043 Japan TEL024-521-7228

(病院経営改革課)

福島県選挙管理委員会

〒960-8043 福島県福島市中町8番2号

平成二十二年十月三十一日執行予定の福島県知事選挙における公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二條第二項の規定による選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日(登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定め)

平成二十二年九月十七日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

- 一 被登録資格の決定の基準となる日 平成二十二年十月十三日（年齢については、平成二十二年十月三十一日）
- 二 登録を行う日 平成二十二年十月十三日
- 三 縦覧に供する期間 平成二十二年十月十四日 午前八時三十分から午後五時まで